様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １．【基本姿勢】  同和教育･人権教育について大阪府教育庁としての基本姿勢を明らかにすること。あわせて、02年度大阪府教育委員会通知「同和問題の早期解決に向けて」の趣旨を改めて周知徹底すること。 |
| （回答）  ○　2001（平成13）年の「大阪府同和対策審議会答申」などの趣旨を踏まえ、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権課題の解決に向けて人権教育を推進し、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題（部落差別）の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育を推進することが必要であると認識しております。  ○　また、2018（平成30）年３月に改訂した「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、「様々な人権問題や、社会の変化の中で生じる新たな人権上の問題等について正しい理解と認識を深めるよう、体系的に人権教育を推進することが重要である」としております。  ○　2002（平成14）年府教育長通知につきましては、これまでも「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」「府立学校に対する指示事項」において指導・指示してまいりました。今後とも、教職員がその趣旨を理解しその推進に努めるよう、様々な機会を通じて周知徹底を図ってまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　人権教育企画課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２．【人権啓発、人権関連３法・３条例】  あらゆる人権侵害の現状を把握し、差別解消にむけた具体的施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。  ①「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の３法および大阪府人権関係３条例について、教育の役割が重要であることを認識し学校現場を支援するとともに、あらゆる研修でとりあげること。 |
| （回答）  ○　府教育庁では、障がい者差別、民族差別、部落差別の解消のために、教育の果たす役割は重要であると認識しており、これまでも差別のない社会の実現に向けて、人権教育を推進してまいりました。  ○　今後とも、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の３法及び府人権関係３条例の趣旨を踏まえ、人権教育の推進に努めてまいります。  ○　市町村立小中学校に対しては、研修等において、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる人権３法及び大阪府人権関係３条例の趣旨について教職員や市町村指導主事に周知しております。また、実践研究協議会の開催等を通じて人権３法及び大阪府人権関係３条例の趣旨をふまえた教材や資料について周知するとともに、各校の実践を交流する等、人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、人権課題の解決をめざした人権教育をすすめることができるよう学校を支援しているところです。  ○　府立学校においては、「人権尊重の社会づくり条例」「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の施行等を踏まえ、2024（令和６）年３月に「教職員人権研修ハンドブック」を改訂しました。  ○　また、現在、各校のPTAの中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう府立学校に働きかけるなど保護者への啓発を進めています。  ○　府教育センターでは、「初任者・新規採用者研修」、「10年経験者研修」、「府立学校長研修」、「府立学校教頭研修」、「小・中学校長人権教育研修」、「小・中学校教頭人権教育研修」、「府立学校首席研修」、「小・中学校新任首席研修」、「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」、「府立学校リーダー養成研修」、「小・中学校人権教育研修」、「府立学校人権教育研修」及び「支援教育研修」の中で、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法の３法を取り上げ、法の趣旨や内容を説明しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　人権教育企画課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２．【人権啓発、人権関連３法・３条例】  あらゆる人権侵害の現状を把握し、差別解消にむけた具体的施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。  ②「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を周知するとともに、人権侵害の防止および被害者支援等に関する実効性ある施策を講じること。 |
| （回答）  ○　大阪府では、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」（2022（令和４）年４月施行、2023（令和５）年10月改正）に基づき、不当な差別的言動に対するプロバイダへの削除要請や発信者への説示・助言、専門相談窓口における被害者等への支援、教育・啓発活動を実施しています。  ○　さらに、2024（令和６）年３月に「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」を策定しました。  ○　専門相談窓口における被害者等への支援については、2023（令和５）年11月より、「大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口『ネットハーモニー』」を開設し、インターネット上のトラブルに関する相談を幅広く受け付け、誹謗中傷や差別等の問題に対して必要な助言等を行うとともに、専門家への無料相談などによる支援を行っています。  ○　教育・啓発活動については、SNSを活用したターゲティング広告や、企業や学校等への出前講座、スポーツ組織と連携した啓発活動などを実施しています。  ○　また、大阪府人権施策推進審議会のご意見も伺いながら、これらの施策についてしっかりと検証を行い、より適切かつ効果的に実施できるよう努めます。  ○　今後とも、改正条例について、リーフレットを行政機関等に配布するほか、府ホームページやSNSでの情報発信などにより、引き続き府民への周知を図ります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権擁護課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．【推進計画・推進プラン】  「大阪府人権施策推進基本方針」と、これに伴い改定された「大阪府人権教育推進計画」、大阪府教育庁の「人権教育基本方針」および「大阪府人権教育推進プラン」等にもとづき、あらゆる差別をなくすための施策、啓発をおこなうこと。 |
| （回答）  ○　大阪府人権施策推進基本方針については、人権を取り巻く社会状況の変化に対応するため、2021（令和３）年12月に改正し、新たに顕在化した人権課題に対する認識と求められる方策などを追記しました。  ○　また、それに伴い、大阪府人権教育推進計画についても、メディア・リテラシーの育成の推進や、大阪・関西万博を控え、性の多様性の理解増進など国際都市にふさわしい環境整備など、新たな課題に対する人権教育・人権啓発を推進するため、2022（令和４）年９月に改定しました。  ○　今後も引き続き、本基本方針及び基本計画に基づき、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向け、人権施策の推進及び啓発に努めてまいります。  ○　府教育庁としては、2018（平成30）年３月に改訂した「人権教育推進プラン」に基づき、各学校における学力、進路等をはじめとした教育課題に取り組んでいく中で、同和問題（部落差別）を含む様々な人権課題の解決を図ってまいります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権企画課  教育庁　人権教育企画課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．【人的配置】  大阪府教育庁として、同和地区を校区に含む学校（旧同和教育推進校）に対して、さまざまな施策を活用した支援をおこなうとともに、その実態に即した教職員配置や課題に対応した人的措置をおこなうこと。 |
| （回答）  ○　府教育庁としては、同和問題（部落差別）の解決のために教育の果たす役割は重要であると認識しています。「大阪府における今後の同和行政のあり方（答申）」においても、同和問題（部落差別）の解決のために、人権教育プログラムや教材の開発、人権基礎教育の推進、すべての子どもたちの自立と自己実現に向けての中退防止や進路指導の充実など、人権尊重の観点に立った一般施策の中で取り組むという基本方針が示されています。  ○　引き続き、各学校における学力、進路等をはじめとした教育課題に取り組んでいく中で、同和問題（部落差別）の解決を図ってまいります。  ○　具体的には、教育課題を抱える学校の取組みを支援するため、市町村に対するヒアリングや児童生徒支援加配配置校等の学校訪問を通して実態把握に努め、一般施策を活用しながら課題のある学校に対する支援策を展開しているところです。  ○　教職員の配置につきましては、国定数の確保に最大の努力を払うとともに、今後とも、学校の実態を踏まえ、その重点的・効果的な配置を行っていく中で、適切な対応を図ってまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　人権教育企画課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ５．【不登校】  不登校の実態を明らかにし、子どもをとりまく環境が真に安心・安全であり、「子どもの最善の利益」が保障されるよう、具体的施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。  ①相談窓口の周知徹底やSCによる支援体制の充実など、早期に対応するための具体的施策を講じること。また、不登校やその傾向のある子どもに対しては、学びや居場所を保障するための具体的施策を講じること。 |
| （回答）  ○　児童生徒が夜間・休日も含めて24時間相談が可能な電話窓口や子どもが被害者となる事象への相談窓口として、「被害者救済システム」を設置しています。公立・私立の小・中・高の新一年生全員にカードを配布することともに、連絡会等の機会を通じてその周知に努めているところです。また、府内公立全中学校へスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校で増加する相談ニーズに対応するため、2023（令和３）年度から継続してきた小学校へのスクールカウンセラーの拡充について、2024（令和６）年度からは全小学校に定期的に配置できるようさらに拡充しました。加えて、不登校やその兆しのある子どもへの対応として、2023（令和５）年度から不登校等対策支援事業を実施し、「校内教育支援ルーム」を設置する府内小学校55校、中学校53校に支援人材を配置しています。様々な要因が絡む不登校の対応について、「校内教育支援ルーム」を支援の核とし、スクールカウンセラー等専門家との連携、ICT機器を活用するなど、個々の児童生徒の状況に応じた学習面・生活面等における多様な支援を進めているところです。  ○　様々な課題を抱える生徒に対する支援の充実については、多角的な観点からの支援が必要であると考えております。  ○　府教育庁では、生徒がいじめや不登校等さまざまな悩みについて相談可能な複数の相談窓口について周知しています。  ○　また、府立高校の教育相談体制の充実をめざし、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」の中で、公認心理師又は臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーをすべての府立高校に配置しています。  ○　さらに、今年度は不登校生徒の在籍率の高い府立高校に対して、スクールカウンセラーの配置回数を大幅に拡充したところです。  ○　また、様々な事情から教室に入ることが困難な生徒等を対象として、校内にカフェや相談室等の機能を持った、いわゆる「居場所」を府立高校15校において設置しています。  ○　「居場所」については、若者に対する進路支援・福祉的支援の実績やノウハウ等を持ったNPO等に運営を委託しており、中退率の減少といった成果が上がっているところです。  ○　今年度は子ども家庭庁の支援モデル事業を活用し、新たに２校の府立高校に設置するとともに、すでに居場所を設置している学校においても、開設日を増やすなど、内容の拡充を図ったところです。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ５．【不登校】  不登校の実態を明らかにし、子どもをとりまく環境が真に安心・安全であり、「子どもの最善の利益」が保障されるよう、具体的施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。  ②SC・SSW、関係機関や地域と連携し、包括的な支援をおこなうこと。 |
| （回答）  ○　不登校児童生徒への対応として、政令市を除く府内公立全中学校へスクールカウンセラーを配置するとともに、2024（令和６）年度より、政令市を除く府内公立全小学校にも、定期的な配置を行いました。また、学校と関係機関の連携を進めるため、学校と福祉をつなぐ専門家であるスクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に配置できるよう、政令市、中核市を除く府内すべての中学校区への配置をめざして、市町村への補助を行っています。加えて、府内18市の教育支援センターに研究所加配教員を配置するとともに、市町村の教育支援センターを対象に「不登校対策ワーキング会議」を実施し、教育支援センターが域内の不登校対策の要となり、フリースクール等の民間施設や関係機関と円滑な連携を進められるよう研究を進めています。  府立学校においては、SC及びSSW連絡協議会を年に複数回開催しており、その中でSC及びSSW間の連携や情報共有の重要性について周知しているところです。  ○　また、府立学校では、不登校をはじめ様々な課題を抱える幼児、児童、生徒の支援に向けて、SCやSSW等の専門人材を活用し、校内の支援体制の構築を図るとともに、必要に応じて児童相談所や市・区役所等の関係機関と連携して支援を行っています。  ○　SSWについては、2024（令和６）年度、高等支援学校５校と府立中学校２校を含む122校にSSWを配置しています。SSW未配置校においては、SSWSVの定期的な巡回等により、全ての府立高校が必要な時に専門家に相談できる体制を構築しています。  ○　引き続き、このような専門人材と連携し、生徒一人ひとりに対し適切なアセスメントに基づいた支援を実施してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ５．【不登校】  不登校の実態を明らかにし、子どもをとりまく環境が真に安心・安全であり、「子どもの最善の利益」が保障されるよう、具体的施策を講じるとともに、以下のことにとりくむこと。  ③学校での継続的な学びを保障する観点から、すべての校種間で、家庭や子どもがおかれている状況や、連携している機関などの情報が共有できるよう施策を講じること。 |
| （回答）  ○　校園種間連携での接続時に、児童生徒に係る情報やこれまでの教育や保育の内容について共有する等、円滑な引き継ぎが為されるよう、市町村教育委員会に対して指導助言を行っています。その際、児童生徒の状況やニーズを的確に把握できるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携について進めているところです。  ○　府立高校においては、入学者が在籍していた中学校に対し、本人・保護者の同意を得たうえで個別のヒアリング等を実施することにより、情報共有を図っています。  ○　さらには、高校が生徒の状況や保護者のニーズを把握し、一人ひとりの状況等に応じて、高校卒業後の社会的自立に向けて学校生活を送れるよう、2014（平成26）年度から全ての府立高校で高校生活支援カードを活用しております。収集した情報を基に、個々の生徒の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行っているところです。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ６．【貧困等】  20年３月策定「第２次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき、大阪府・大阪府教育庁として実効ある対策と効果の検証をおこなうとともに、以下のことにとりくむこと。  ①家庭の経済状況の厳しさ、地域の状況、ヤングケアラーであること等が、子どもたちの学びに大きな影響を及ぼしている現状をふまえ、その実態や課題の共有・連携を関係機関や市町村とおこない、対策を講じること。 |
| （回答）  ○　「子どもの貧困を考える関係課長会議」や「市町村子どもの貧困担当課長会議」において庁内関係部局や市町村と実態や課題を共有しながら生活支援、教育支援、孤立防止など総合的に取組を推進しています。  ○　また、市町村との連携を強化し、困難を抱える子どもや保護者を支援につなぐ取組等を進めており、引き続き、補助金や取組事例の共有等により市町村の取組を支援してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　子育て支援課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ６．【貧困等】  20年３月策定「第２次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき、大阪府・大阪府教育庁として実効ある対策と効果の検証をおこなうとともに、以下のことにとりくむこと。  ②CSWを増員し、教育と福祉との連携をはかること。 |
| （回答）  ○　コミュニティソーシャルワーカー（CSW）については、「第５期大阪府地域福祉支援計画」に基づき、地域福祉・高齢者福祉交付金の市町村への交付を通じて、CSWの配置促進を図っております。  ○　福祉行政との連携については、SSW連絡会の場を活用し、SSW、CSW及び行政の担当者が協働の仕組みづくりについてグループワークを行うなど、市町村域と地域の双方での協働の体制づくりを促進しています。  ○　また、市町村地域福祉担当課長会議においても、CSW等の福祉分野の関係者と、SSW等の教育分野の関係者の分野を超えた連携体制の構築を働きかけました。  ○　加えて、今年度は、市町村担当職員等を対象としたヤングケアラー支援研修を市町村単位で実施しており、SSWやCSWにも参加していただき、多機関連携に向けた関係構築を促しました。  ○　今後も引き続き、SSW・CSW、福祉行政が連携し、支援を必要とする子どもや子育て世帯へ、円滑に福祉サービスをつなぐことができるよう、取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　地域福祉推進室　地域福祉課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ６．【貧困等】  20年３月策定「第２次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき、大阪府・大阪府教育庁として実効ある対策と効果の検証をおこなうとともに、以下のことにとりくむこと。  ③SSW・SSWSVを増員し、学校現場にて、より効果的に活用できるよう施策を講じること。 |
| （回答）  ○　市町村立小中学校については、2019（令和元）年度より政令市・中核市を除く府内全市町村のすべての中学校区にSSWを配置できるようにしました。併せて、府で雇用するSSWスーパーバイザーの処遇改善を行いました。  ○　また、より効果的に福祉と連携できるように市町村雇用のSSWを対象とした研修プログラムを実施して、府内全域のSSWの資質向上を図るとともに、SSW、スクールカウンセラー、スクールロイヤーによる地区別の連絡協議会を開催して福祉との連携の在り方について協議を行っています。  ○　また、市町村のSSW活用事業に係る検討会を開催し、府で雇用する市町村支援担当のSSWスーパーバイザー、市町村教育委員会、市町村雇用のSSWが参加し、市町村の課題を踏まえ、福祉との連携を含めた今後の事業の在り方について検討を重ねているところです。  ○　府立学校においては、2024（令和６）年度、高等支援学校５校と府立中学校２校を含む122校にSSWを配置しています。SSW未配置校においては、SSWSVの定期的な巡回等により、全ての府立高校が必要な時に専門家に相談できる体制を構築しています。  ○　ヤングケアラーを含め貧困等に直面している生徒の支援など、SSWの必要性は高まっていることから、効果的な配置等の検討を進めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ７．【いじめ】  いじめは「重大な人権侵害行為で、差別であり、絶対許されない行為」であることをふまえ、校内研修および日常の人権学習や学級集団づくりのとりくみをとおして、管理職をはじめ教職員に差別やいじめを見抜く確かな人権感覚を高めていくよう、府立学校および市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。また、大阪府におけるいじめの実態を明確にし、その解決のための施策を講じること。 |
| （回答）  ○　2023（令和５）年度問題行動・不登校等調査の結果によりますと、いじめ認知件数は市町村立小中学校で増加しています。いじめの解消率については、中学校では減少した一方、小学校では増加しています。2017（平成29）年３月の国「いじめ防止基本方針」改訂により、校種を超えての確認が必要であること、安易に解消とせず丁寧に見守りを行うこと等が必要であり、引き続き、すべての解消をめざして取組みを進めたいと考えています。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | いじめ認知件数 | | いじめ解消率(%) | | |  | 2022(Ｒ4) | 2023(Ｒ5) | 2022(Ｒ4) | 2023(Ｒ5) | | 小学校 | 55,310 | 57,464 | 79.9 | 81.4 | | 中学校 | 9,237 | 10,334 | 76.2 | 75.4 |   （政令市を含む公立小中学校）  ○　府教育庁としては、この間、いじめを乗り越えるために必要な力を子ども一人ひとりに育むため、様々な資料を作成し、各学校で効果的に活用できるよう、教員を対象の研修を実施するなど、いじめの未然防止に取り組んできました。  ○　また、2017（平成29）年３月の国「いじめ防止基本方針」の改訂に伴い、学校いじめ防止基本方針につきましても各学校において機能的に取り組まれているか、市町村ヒアリングで確認しているところです。  ○　加えて、2019（令和元）年６月に、学校のいじめ対応について、すべての教職員が改めて確認・見直しを行うよう、「いじめ対応セルフチェックシート」を作成・配付し、各学校での活用を促しています。  「いじめ対応プログラム」2007（平成19）年６月  「いじめ対応マニュアル」2012（平成24）年12月  「問題行動対応チャート」2013（平成25）年８月  「いじめ対応セルフチェックシート【学校用】【教員用】」2019（令和元）６月  ○　併せて、児童生徒の悩みの相談や心のケアのため、府内公立全中学校へスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校で増加する相談ニーズに対応するため、2023（令和３）年度から継続してきた小学校へのスクールカウンセラーの拡充について、2024（令和６）年度からは全小学校に定期的に配置できるようさらに拡充しました。児童生徒が相談できる体制として、夜間・休日を含めて24時間対応が可能な電話相談窓口や子どもが被害者となる事象への相談窓口として「被害者救済システム」を設置しています。  ○　今後とも「いじめは人間として許されない行為である」「いじめは誰にでも、どの学校でもおこりうる」との認識のもと、人権が尊重された教育を推進するとともに、いじめに対しても、各学校が校内組織体制を整備し適切に対応できるよう、市町村教育委員会に対して引き続き指導してまいります。  ○　さらに、虐待・いじめ等の深刻な、あるいは深刻化する可能性のある事案については、2020（令和２）年度から、いじめ虐待等対応支援体制構築事業として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等からなる緊急支援チームを、市町村教育委員会の要請に応じて派遣し、市町村及び学校への支援を行っています。加えて本事業では、府内24中学校に非常勤講師を、府内40小学校に教員OBの支援人材を配置し、生徒指導機能の充実を図っています。引き続き、より適切な子ども支援のための方策を検討してまいります。  ○　高等学校におきましては、令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査から、大阪府の府立高等学校におけるいじめの認知件数は475件、不登校生徒数は4,752人、暴力行為の発生件数は329件となっております。これらの課題解決に向けましては、高校入学後の生徒の定着を図る観点から、出身中学校との連携、生徒同士や教員との人間関係作り、基礎学力の充実といった取組みを進めるとともに、スクールカウンセラーを活用し、さまざまな課題を抱えている生徒の心のケアにも努めているところです。  ○　2023（令和５）年度から、生徒へのアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」を「いじめ等アンケート」として統合し、年間３回以上の実施としました。アンケートの実施に伴い教育相談の窓口を周知するとともに、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、体罰等について実態を分析し、未然防止対策に努めております。  ○　さらには、2024（令和６）年度に、いじめやいじめの疑いが生起した際に、どのような初期対応を行うべきかをまとめた「いじめ初期対応のてびき」を発出し、本てびきを活用して校内研修等を実施するよう指示しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ８．【メディアリテラシー】  SNSによる「いじめ」をはじめとする人権侵害、個人情報の流出、犯罪などへの対策を講じること。また、人権教育の視点からメディアリテラシー教育の必要性を認識できるよう、研修を充実させること。 |
| （回答）  ○　インターネット上のいじめをはじめとする諸課題への対策としては、実態調査を踏まえて様々な資料を作成し、市町村教育委員会を通じ各学校へ周知を行っています。  ○　また、学校だけでは対応が困難である事案が生起した場合、警察や民間事業者と連携し、早期に解決が図られるよう「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を運用してきました。同ネットワークでは、SNS等を介して生起している事案の情報交換、犯罪やトラブル等の未然防止に向けた学校や保護者に対する情報提供および啓発等にも取り組んでいるところです。  ○　2019（平成31）年３月に策定した「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」では、保護者の責任とともに、適切な携帯電話との向き合い方について、学校で指導することの必要性を示し、具体的な指導例を盛り込みました。  「携帯電話の利用についての実態調査」2008（平成20）年７月  「携帯電話の利用について再調査」2011（平成23）年  「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」2009（平成21）年３月  「　同　追加資料」2011年（平成23）３月作成以降毎年改訂  「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」2019(平成31)３月  ○　引き続き、子どもたちが被害者にも加害者にもなることとないよう、市町村教育委員会、関係機関と連携して取組みを進めてまいります。  ○　府立学校に対する指示事項においては、児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実する等、情報リテラシーの育成について示しています。  ○　府教育センターでは、小・中・高等・支援学校の生徒指導主事（生徒指導担当）を対象とした生徒指導に関する研修において、携帯・ネット上のいじめ等の児童生徒の問題行動について、人権教育の観点を踏まえ、理解を深めております。  ○　また、2015(平成27)年に「人権教育リーフレット　ネット・スマホの問題と子どもの人権」、2022（令和４）年に「情報化社会における子どもの人権」を作成し、府内小・中・高等・支援学校に配布しました。この中では、人権尊重の観点からの子どもたちへのメディアリテラシーの育成の必要性について周知しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．【大人連】  大阪府人権教育研究連合協議会が、大阪府内はもとより、全国の同和教育･人権教育の発展、深化に果たしている役割について、大阪府教育庁としての見解を示すこと。今後も、同和教育･人権教育を推進するための研究組織に対する支援を拡充すること。 |
| （回答）  ○　大阪府人権教育研究協議会、大阪府立学校人権教育研究会、大阪府在日外国人教育研究協議会、及び大阪府立学校在日外国人教育研究会から成る大阪府人権教育研究連合協議会については、これまでの同和教育の経験と成果を活かして、様々な人権問題にも普遍化できる教育内容・方法・教材の開発を行い、学校における人権教育の推進に大きく貢献するなど、本府における人権教育の推進において先導的役割を果たしてきており、その意義は非常に大きいと認識しております。併せて、このような研究の成果、実践の成果を全国規模の研究会等で発表するなど、全国の同和教育・人権教育の発展、深化に、大きな成果を果たされていると認識しております。  ○　府教育庁としては、今後とも、各研究団体の独自性や専門性を尊重し連携をより一層深めるとともに、各市町村教育委員会、府立学校に対しても研究団体との連携のもと、人権が尊重された学校づくりをはじめとする人権教育の充実に努めるよう指導してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10．【人権教育の継承・管理職の課題】  世代交代がすすむなかで同和教育･人権教育を継承し、創造していくための大阪府教育庁としての認識・施策を明らかにするとともに、とりわけ管理職が職場の「指摘し合う関係性」や「高めあう教職員集団」をつくるための方策を示すこと。 |
| （回答）  ○　経験の少ない教員が増加していること、また外部人材の活用などで多様な職員が学校の取組みに参画されていることから、教職員の豊かな人権感覚の育成等、その資質向上を図ることは重要な課題であると認識しています。その認識に基づき、人権教育の原点に立ち戻り、あらゆる差別を許さず、すべての教育活動を人権尊重の視点をもって進めていくことを教職員に求めるため、2020（令和２）年９月、府教育長によるメッセージ「教職員の皆さんへ」を府立学校及び各市町村教育委員会へ発出し、活用をお願いしたところです。  ○　また、2023（令和５）年３月、教職員が自らの人権意識をより一層高めるとともに、教育現場における差別事象への適切な対応を図ることを目的として、「教職員のための差別事象対応ワークシート」を府立学校及び市町村教育委員会に発出しました。  ○　学校におけるすべての教育活動は、子どもたちが安心して学べる環境の中で行われ、子どもたちの自己実現の支援として展開されなければならないと認識しております。  ○　そのため、2018(平成30)年度より市町村教育委員会及び小中学校に対して、人権教育の観点を大切にした研究授業等を通して、教職員が人権について話し合える機会をもつよう伝えているところです。2020(令和２)年度より、小中学校ともに研究授業の実施率は100％となっており、引き続き取り組んでまいります。  ○　2021（令和３）年度からは課題別の研究協議会を実施し、人権教育の観点を大切にした研究授業及び協議を通して、教職員が互いの人権感覚を高め合う取組みを推進しております。  ○　また、学校での取組みを進めるために、人権教育プログラムや教材集・資料を作成・配付するとともに、2012(平成24)年度より、実践研究協議会を開催し実践を交流することにより、学校での人権教育の取組みを進め、指導方法等の充実を図っております。  ○　これらのことについて、「小・中学校長人権教育研修」「小・中学校教頭人権教育研修」で周知し、各小中学校での取組みの推進を働きかけています。  ○　今後も、すべての教職員の指導が「人権が尊重された教育」として行われるように、市町村教育委員会及び学校に対して指導してまいります。  ○　府教育センターにおいて、初任者研修をはじめ、さまざまな人権に関する研修を実施しており、人権問題への理解を深めるとともに、教職員自らが主体的に学習を深められるよう、研修方法・内容の充実を図っております。  ○　管理職に対しても、教職員が日々相互に資質を高め合う職場環境づくりに努めるよう指示しています。こうした観点に立って管理職がリーダーシップを発揮できるよう、府教育センターにおいて、人権が尊重される学校経営や組織マネジメント、人材育成についての研修を実施しております。 |
| （回答部局課名）  教育庁　人権教育企画課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．【任用と研修】  管理職、指導主事、首席、指導教諭等の任用については、人権感覚の鋭さ、同和教育・人権教育等の実践を重視すること。また、管理職の鋭い人権感覚・適切なリーダーシップの発揮等、管理職研修の充実を大阪府教育庁としてはかり、市町村教育委員会に対しても指導・助言すること。さらに、新規教職員の採用においても、人権感覚の鋭さ・豊かさを重視して採用をおこなうこと。 |
| （回答）  ○　学校教育においては、すべての教育活動が、子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境で行われることが重要です。そのためには、管理職（民間から登用した任期付校長を含む）をはじめとする指導に当たる教職員が鋭敏な人権感覚･意識を持つことが重要です。また、学校等の指導･助言を行う指導主事は、鋭敏な人権感覚･意識とともに、人権を擁護する職責意識を持つことが不可欠です。  ○　管理職（公立小中学校の任期付校長及び府立学校長を除く。）の選考にあたっては、府立学校長及び市町村教育委員会教育長が対象者を推薦することとしており、推薦書には、研修歴、研究団体などの活動歴、校務分掌及び教育実績などの記載欄を設けており、人権教育の経験や実践などの実績が反映されるようにしております。  ○　その上で筆答試験と面接試験を実施しており、人権意識と事象に対する的確な問題意識について出題し、基本的な認識や具体的な方策、課題に対する管理職としての対応能力や資質等を問うたところであります。  ○　また、面接試験においては、自校での人権教育の取組や課題、管理職として課題解決に向けた方策、さらに事象に対する問題点や対応方策などについて問うことにより、管理職としてふさわしい人権感覚や人権意識、事象に対する対応能力を有しているか否かを評価するよう努めているところであります。  ○　首席・指導教諭等の選考にあたっても、面接試験において、自校での人権教育の取組や課題、これまでの実践などを問うことにより、首席・指導教諭としてふさわしい人権感覚や人権意識を評価するよう努めているところであります。  ○　教員採用選考においては、従来から基本的人権を尊重し、公平な立場で児童生徒の指導ができる教員を求めて選考テストを実施してまいりました。今後とも、人権尊重の教育について正しい認識を持った優秀な教員の確保に努めてまいりたいと存じます。  ○　「小・中学校長人権教育研修」や「小・中学校リーダーシップ養成研修（管理職登用予定者対象）」においては、管理職経験者による講義等を通して、学校におけるOJT機能や組織としての対応の大切さについて管理職の教育実践から学ぶなど、管理職研修の充実に努めているところです。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教職員室　教職員人事課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  12．【子どもへのハラスメント】  教職員等による子どもへの体罰やあらゆるハラスメント、性暴力などの人権侵害を防止するための具体的方策を示すとともに、以下のことにとりくむこと。  ①人権侵害が発生した場合の組織的な対応体制について明らかにすること。また、相談員の研修の充実をはかること。 |
| （回答）  ○　「人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］」においては、「人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。」と示されています。  ○　また、「人権教育推進プラン」においても、「人権が尊重された教育」として、「学校教育においては、教科指導、進路指導、生活指導等広範な指導が行われているが、すべての教育活動が、子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境で行われることが重要である。そのためには、指導に当たる教職員が鋭敏な人権感覚・意識を持つことが重要である。」と示しています。  ○　2023（令和５）年３月、教職員が自らの人権意識をより一層高めるとともに、教育現場における差別事象への適切な対応を図ることを目的として、「教職員のための差別事象対応ワークシート」を府立学校及び市町村教育委員会に発出しました。  ○　教職員等による児童生徒等に対する体罰、セクシュアル・ハラスメント等については、児童生徒等の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、個人の尊厳や人権を侵害するものであると認識しています。  ○　そのため、教職員等による児童生徒等に対する人権侵害への防止策としまして、「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」や体罰防止マニュアル等を作成し、各学校においても研修の充実が図られるよう、各市町村教育委員会へ指導をしています。2021（令和３）年７月には、「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み（教育委員会用・学校園用）」を作成し、予防的な取組みや万が一事案が発生した際の対応について記載した資料を市町村教育委員会及び小中学校に配付しました。  ○　また、2022（令和４）年に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び基本的な指針について、あらゆる機会を通じて周知しているところです。  ○　万一、教職員等による児童生徒等に対する人権侵害が発生した場合には、被害児童生徒等へのケアを第一に行い、加害者に対する指導や再発防止の検討等について市町村教育委員会、関係各課と連携しながら対応を行っていきます。  ○　府教育センターにおいては、「初任者・新規採用者研修」、「小・中学校長人権教育研修」、「小・中学校教頭人権教育研修」、「小・中学校新任校長研修」、「小・中学校新任教頭研修」、「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」、「府立学校新任校長研修」、「府立学校新任教頭研修」、「府立学校長研修」、「府立学校教頭研修」、「府立学校首席研修」、「府立学校リーダー養成研修」の講義において、ハラスメントを取り上げ、組織的な対応について伝えております。  ○　また、「府立学校セクシュアル・ハラスメント相談窓口担当者研修会」を実施し、相談対応の在り方や適切な支援について学んでいます。ハラスメント防止に向け、今後も取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　人権教育企画課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  12．【子どもへのハラスメント】  教職員等による子どもへの体罰やあらゆるハラスメント、性暴力などの人権侵害を防止するための具体的方策を示すとともに、以下のことにとりくむこと。  ②20年から府立学校に通う子どもたちに実施している「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」の結果や効果を検証するとともに、フラッシュバック等の２次被害が生起しないよう配慮すること。 |
| （回答）  ○　被害を受けている生徒を守ることと併せて、教職員等のセクハラの未然防止や意識の向上につなげるため、2020（令和２）年度より「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」を実施し、2022（令和４）年からはWebによるアンケートにすることで学校を介さずにいつでも、何回でも相談できるようになっております。本アンケートについては、二次被害等が生起しないよう、案内を配付する際には「回答をしたくない（出したくない）場合は回答する必要がない」旨を説明するなどの配慮を行うよう周知しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  12．【子どもへのハラスメント】  教職員等による子どもへの体罰やあらゆるハラスメント、性暴力などの人権侵害を防止するための具体的方策を示すとともに、以下のことにとりくむこと。  ③部活動における体罰やあらゆるハラスメントの実態を把握し、対策を講じること。 |
| （回答）  ○　教職員等による児童生徒等に対する体罰、セクシュアル・ハラスメント等については、児童生徒等の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、個人の尊厳や人権を侵害するものであると認識しています。  ○　そのため、教職員等による児童生徒等に対する人権侵害への防止策としまして、「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」や体罰防止マニュアル等を作成し、各学校においても研修の充実が図られるよう、各市町村教育委員会へ指導をしています。  ○　万一、教職員等による児童生徒等に対する人権侵害が発生した場合には、被害児童生徒等へのケアを第一に行い、加害者に対する指導や再発防止の検討等について市町村教育委員会、関係各課と連携しながら対応を行っていきます。  ○　府立学校につきましては、2013（平成25）年度から、児童生徒へのアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」を実施し、2023（令和５）年度からはアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」と「いじめに関するアンケート」を「いじめ等アンケート」として統合し、年間３回以上実施としております。併せて、教育相談の窓口を周知するとともに、部活動を含む学校生活における、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、体罰等について実態の把握に努めております。また、府教育センターにおいて、府立学校の教職員に対して「セクシュアル・ハラスメント相談窓口担当者研修会」を実施しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　保健体育課  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  12．【子どもへのハラスメント】  教職員等による子どもへの体罰やあらゆるハラスメント、性暴力などの人権侵害を防止するための具体的方策を示すとともに、以下のことにとりくむこと。  ④「子どもを守る被害者救済システム」の広報と、さらなる充実に努めること。 |
| （回答）  ○　「被害者救済システム」については、教職員によるセクシュアル・ハラスメント、いじめ等の被害にあった児童生徒や保護者等からの相談を民間権利擁護機関が受け付け、第三者的立場から解決に向けた支援を行うシステムであり、子どもの人権侵害の適切な対応と未然防止のため、政令市、私立学校も対象に加え、継続しています。  ○　また、生徒指導担当指導主事会においてリーフレットを配布し、各市町村教育委員会の指導主事に周知するとともに、府教育庁のホームページでも、保護者をはじめ、広く府民に周知しています。  ○　加えて、2018（平成30）年度から子ども専用ダイヤルとして、発信者に通話料がかからないフリーアクセスの回線を設置し、子ども向けに周知用のカードを配付して、子ども自らが相談をしやすい体制を整備し、市町村教育委員会を通じて、各校への周知に努めています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  12．【子どもへのハラスメント】  教職員等による子どもへの体罰やあらゆるハラスメント、性暴力などの人権侵害を防止するための具体的方策を示すとともに、以下のことにとりくむこと。  ⑤子どもの人権尊重の観点から「性の教育」をはじめ子どもをエンパワメントするとりくみを実施するよう、市町村教育委員会に指導・助言をおこなうこと。 |
| （回答）  ○　府教育庁としては、2019（平成31）年２月に「性に関する指導」参考資料「ひとり一人の生と性」を作成、性に関する指導普及研修（2020（令和２）年２月）では、その参考資料の活用事例について実践発表することで、学校において効果的な性に関する指導の充実が図れるよう努めています。  ○　また、「性教育指導事例集―わたしを生きる―」（2003(平成15)年作成）の活用についてを、「指示事項」「指導助言事項」に示し、府立学校及び市町村教育委員会に対して指導しているところです。  ○　また「生命(いのち)の安全教育」については、子どもが性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、教育・啓発内容の充実、相談を受ける体制の強化等の取組みの充実が、さらに重要だと認識しております。  ○　2023（令和５）年３月、国において、これまでの集中強化期間による取組みを継続・強化するため、2023（令和５）年度から2025（令和７）年度までの３年間を「更なる集中強化期間」と位置づけ、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が示されました。また、2023（令和５）年７月には改正刑法が施行されるとともに、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が取りまとめられ、公表されました。このような国の動きを受け、「生命（いのち）の安全教育」については、2024（令和６）年７月にオンデマンド開催した学校保健・学校安全・食に関する指導・学校体育担当指導主事等連絡会において、取組みを進めるよう依頼したところです。また、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪などの性犯罪関係の法改正に係る啓発についても協力依頼をさせていただきました。「性に関する指導」については、2024（令和６）年１１月22日に性に関する研修会を開催する予定です。引き続き、「性に関する指導」及び「生命（いのち）の安全教育」については、学校保健・学校安全・食に関する指導・学校体育担当指導主事等連絡会などを通じて、取組みを進めるよう周知してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  13．【にんげん活用】  人権教育読本「にんげん」の活用推進にむけた大阪府教育庁としての考え方をすべての市町村教育委員会に指導徹底すること。また、活用状況を調査するとともに、実践的な経験交流を深めるために、引き続きセミナー等の報告の機会をつくるようとりくむこと。また、人権教育教材（CD）等の活用をすすめる方策を明らかにするとともに、活用の検証をおこなうこと。「特別の教科　道徳」についても、人権課題を学習する教材として「にんげん」の使用促進を含め、多様な教材を活用し、多様な価値観を認め合うことができるよう、研修をおこなうこと。 |
| （回答）  ○　人権教育読本「にんげん　ひとシリーズ」は、すべての学校において同和教育をはじめ幅広い人権教育を推進するために配付したものであり、児童生徒の発達段階に配慮しながら、内容等に工夫・改善を加え、効果のある教材として位置づいてきており、今年度も、市町村教育委員会を通じ、「にんげん　ひとシリーズ」（学校設置用）を有効活用して各学校の人権教育の取組をすすめていくよう働きかけているところです。  ○　一方、「『大阪の教育力』向上プラン」（2009（平成21）年１月）に基づき、また、人権教育読本「にんげん」の成果を踏まえ作成、配付した、人権教育教材集・資料（2016（平成28）年11月再配布）、同「教員用手引き」（2012（平成24）年３月）、同「実践事例集」（2017（平成29）年７月）については、府教育センター、市教育委員会等の各種研修・会議の機会を通じて周知するとともに、2012（平成24）年度より、市町村教育委員会と連携し、実践交流の場を持つと共に、各学校における人権教育教材集・資料の活用状況の把握を行っているところです。  ○　また、人権教育教材集・資料等の一部を大阪府のホームページに掲載しております。（2017(平成29)年11月から）  ○　今後も、本教材集がより活用され、各学校における人権教育が推進されるよう努めてまいります。  ○　「特別の教科　道徳」については、学習指導要領解説では、道徳科に生かす教材は、児童生徒が道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習に資するものでなければならないとしており、今後も研修会等の機会を通じて周知してまいります。  ○　また、府教育センターでは、授業づくりに関する研修の中で、指導の効果を高めるため、地域や、学校及び児童生徒の実態等に応じ、多様な価値観を認め合う適切な補助教材を有効に活用することを説明しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  14．【進路・中退防止】  同和地区を校区に含む学校（旧同和教育推進校）の進路課題についての認識を明らかにすること。その際、経済的・学力的に厳しい子どもたちの後期中等教育を受ける権利を保障すること。  また、高校生活を続けられるよう、冊子「中退の未然防止のために」の周知徹底や、高校中退問題解決にむけての施策を明らかにすること。 |
| （回答）  ○　2021（令和３）年３月の「『人権問題に関する府民意識調査』報告書」によると、家を買ったり借りたりする際に、「近隣に同和地区があると言われていないか」を重視するという回答が９人に１人であったなど、依然として「同和地区」に対する府民の忌避意識は解消されていません。  ○　こうした忌避意識を背景に、転居にあたって子どもが通学する予定の校区内に同和地区があるかどうかを役所に問い合わせたり、校区再編にあたって同和地区と同じ校区になることに住民が反対したりする事象も起こりました。また、不動産会社がマンションの建設・販売を検討するために行う調査の中で、部落差別につながる報告を長年行っていたという土地差別問題の実態も明らかになりました。  ○　府としては、2008（平成20年）３月「同和問題解決に向けた土地差別問題研究会報告書」及び、2010年（平成22年）３月「不動産取引における土地調査問題研究会報告書」に基づいて取組をすすめているところです。  ○　「2006年（平成18年）大阪府学力等実態調査」の結果、対象地域に居住する児童生徒の正答率や無答率が大阪府全体を下回っていること、また、家庭学習習慣や生活習慣の定着に課題があることなどが明らかになっております。  ○　この間、府教育庁では、対象地域を校区に含む学校をはじめとして、課題の大きな学校への支援を積極的に行うこととし、学力向上に積極的に取組む学校の教育予算を補助する「市町村支援プロジェクト事業」や、2010（平成22）年度から2012（平成24）年度まで、課題の改善に向け学校全体で組織的な取組を進める中学校に必要な人員を配置する「学力向上プロジェクト支援事業」を実施いたしました。  ○　また、2011（平成23）年度から2012（平成24）年度まで、課題のある学校に対して、市町村教育委員会との連携のもと、学校訪問等を通じた学力向上の取組への助言や授業改善のための校内研修への講師の派遣、また、生徒指導上の諸課題の解決に向けたスクールソーシャルワーカースーパーバイザーや弁護士等、専門家の派遣等による支援を行う「学力向上重点校支援プロジェクト事業」を実施いたしました。  ○　当該事業校では、学校全体で取組の方向性を明確にし、すべての教職員で、取組の成果と課題を共有するなど、学力に課題のある子どもをはじめ、すべての子どもたちの学力の向上に向けた組織的な取組が進んだことにより、全国学力・学習状況調査における2009（平成21）年度と2013（平成25）年度の結果の推移からは、大阪府内全体の学校に比べて平均正答率が改善した学校の割合が高いという結果も見られました。  ○　しかし、大阪府全体としては、これまでの学力調査と同様、基礎的・基本的な内容の定着や「知識・技能を活用する力」に課題が見られること、学習規律や家庭での学習時間等になお一層の改善が必要なことなど、子どもたちの学力や学習状況に依然として厳しい状況があることが明らかになりました。  ○　府教育庁としては、このような状況の改善も含め、2013（平成25）年度から課題の改善に向けた取組を保護者や地域等と共有しながら、学校全体で組織的に取組む中学校に必要な人材を配置する「スクール・エンパワーメント推進事業」を実施し、市町村教育委員会との連携のもと支援を進めているところです。また、2017（平成29）年度より、本事業を小学校にも広げるとともに、2019（令和元）年度より、事業実施校の成果を市町村全体に広げることで、すべての子どもたちの学力向上に向けた取組を進めているところです。  ○　府立高校におきましては、これまで長欠、中退の防止のため、不本意入学の防止、学習指導の充実、生徒指導の充実を三つの基本として様々な施策を講じてきました。１年生の中退が多いことから2007（平成19）年度からは中高連携、人間関係づくり、基礎学力の充実を三つの柱として取組みを進めているところです。  ○　中退者の多い学校には、中退防止の加配を措置するとともに、措置した学校には、2009（平成21）年度より中高連携及び中退防止に関する校内組織の中心となる中退防止コーディネーターを明確に位置づけ、具体的な目標を設定した上で、取り組むよう指導しております。  ○　さらに、これらの取り組みを集約した冊子「中退の未然防止のために」を2010（平成22）年３月に作成し、府内高等学校及び市町村教育委員会と中学校に配布しております。また、平成22年度以降に取組みが進められた実践事例を中心に、中退防止につながる優れた実践を取りまとめた「中退の未然防止のために　実践事例集」を2015（平成27）年５月に作成いたしました。このような中途退学を含む各校における生徒指導上の課題については、生徒指導推進フォーラムやその他の研修から得られた他校の教育活動について自校に還元することで、各校の課題克服を図るよう指導しています。  ○　入学者選抜については、入学者選抜制度改善方針において、改善にあたっての基本的な考え方として、高等学校への就学機会を保障するとともに、生徒が主体的に学校選択を実現できることと定めており、今後も基本的人権を踏まえ、適正に実施するよう配慮に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　人権教育企画課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  15．【自死】  大阪府・大阪府教育庁として子どもたちの自死にかかわる状況を把握し、生命と人権を守る具体的施策を講じること。 |
| （回答）  ○　2022（令和４）年10月に見直しされた国の「自殺総合対策大綱」に基づき、2023（令和５）年３月に「大阪府自殺対策計画」を策定、「子ども・若者の自殺対策を推進する」を新たに重点施策に位置づけ、庁内外の関係機関と連携し、必要な対策に取組んでいます。  ○　府教育庁としては、国事業を活用し、24時間電話相談やLINE相談などの相談窓口の充実を図るとともに、府内全中学校にスクールカウンセラーを配置するなど、子どもたちが相談しやすい環境を整えています。併せて、各学校において、子どもたち一人ひとりの自尊感情を高め、自他の人権を尊重し、子ども同士のつながりを作り出すため、ホームルームや行事等を通じた人間関係づくりや、互いを認め合う集団づくりを進めるよう、市町村教育委員会に対し指導助言を行っているところです。  ○　なお、文部科学省からの通知にあった「長期休業日が終了した学期初め等の時期において、児童生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすいことから教職員等が連絡・協力し法及び法に基づく国の基本方針に沿って対応すること」などを各学校へ周知を行うよう市町村教育委員会に改めて通知しています。  ○　府立高校におきましては、生徒同士のつながりを作り出す入学段階での宿泊研修や学校行事、部活動等を通して、互いに違いを認め合う集団づくりを進めています。  また、生徒へのアンケート「いじめ等に関するアンケート調査」、「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」を実施し、教育相談の窓口を周知するとともに、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、体罰等について実態把握に努めています。  ○　さらに、2014（平成26）年度から、すべての府立高校で高校生活支援カードを活用しています。このカードにより、これまでの学校生活において生徒や保護者が不安や困難を感じていること等について入学時の早い時期に把握し、生徒が安全で安心な学校生活をおくることができるように引き続き努めてまいります。  ○　私立学校においても、各学校が教科学習や道徳・総合的な学習（探究）の時間・特別活動との関連を図りながら、生命の大切さや人生のかけがえのなさを実感することができる教育を進めているところです。引き続き、教職員と子どもとの間に信頼関係を構築する取組みをはじめ自殺予防についての組織的な対応を、校長会等を通じ、私立学校に求めてまいります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　保健医療室　地域保健課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　私学課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  16．【リバティおおさか】  大阪人権博物館（リバティおおさか）と協力・連携するとともに、人権に関する教職員の研修や府民への啓発等、リバティおおさかの事業や資料の活用を促進すること。 |
| （回答）  ○　リバティおおさかは、あらゆる人権問題の歴史的資料を収集保存、展示公開することによって、生きた教材・学習の場を提供する役割を果たしてこられています。  ○　府教育庁といたしましては、2015（平成27）年６月に「リバティおおさかを活用する人権学習プラン」を作成し、市町村教育委員会及び府立学校に対して送付しました。  ○　また、「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の中でリバティおおさかの有効活用について指示、指導助言するとともに、府民に対しては、大阪府PTA協議会等を通じてリバティおおさかの周知及び企画展の広報などを行ってまいりました。  ○　引き続き、市町村及び府民に対し周知するなどリバティおおさかの事業や資料の活用促進に努めてまいります。  ○　府教育センターでは、初任者・新規採用者研修において、リバティおおさかについて、その意義や役割について説明しています。また、今年度は初任者研修開催時に合わせて、大阪府教育センターでリバティ大阪のパネル展示を行いました。今後も人権教育研修等におけるリバティおおさかの資料等の活用について引き続き検討してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　地域教育振興課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |